

○財務省告示第二百二十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成三十年四月九日に発行した利付国債の発行条  
件等を次のとおり告示する。  
平成三十年五月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の条項及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第百五十回）、利付国庫債券（三十年）（第二十二回、第二十六回、第二十七回、第二十八回、第二十九回、第三十二回、第三十三回、第三十四回、第三十五回、第三十六回、第四十回、第四十一回、第四十二回、第四十五回、第四十六回、第四十九回、第五十回、第五十一回、第五十二回、第五十四回、第五十六回及び第五十七回）及び利付国庫債券（四十年）（第一回、第二回、第四回、第五回及び第六回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算す			



（第三十回） （二十年） （利付国庫債券）	（第三十二回） （二十年） （利付国庫債券）	（第二百五十回） （二十年） （利付国庫債券）	名称及び記号
二・四%	二・五%	一・四%	利率（年）
平成三年四月二十九日	平成三年四月二十八日	平成九年四月二十六日	償還期限
十六億円	十五億円	二十億円	発行額 （額面金額）

十四 子  
第十号に規定する発行日後の各  
発行対象国の債の支払期を、次  
の通り、各支払期において、  
と、各支払期において、  
算式により算出した金額を支  
う。ただし、支払は、その翌  
日に支払う（償還期限に  
同日に支払う（償還期限に  
同じ）。）  
この償還金の額面金額×  
（別表のとおり）  
額面金額につき、  
銘柄毎の基準利回りは、平  
年四月五日付で日本証券協  
が発表した公社債店頭売買参  
統計値表に掲載された平均値  
単利回りとする。  
日本銀行  
元利金の支  
払場所  
入札参加  
者  
（別表）  
平成三十年四月九日  
財務大臣から通知を受けた者

（（利 第三付 四十年 五）債 回券）	（（利 第三付 四十年 二）債 回券）	（（利 第三付 四十年 一）債 回券）	（（利 第三付 四十年 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 六）債 回券）	（（利 第三付 三十年 五）債 回券）	（（利 第三付 三十年 四）債 回券）	（（利 第三付 三十年 三）債 回券）	（（利 第三付 三十年 二）債 回券）	（（利 第三付 二十年 九）債 回券）	（（利 第三付 二十年 八）債 回券）	（（利 第三付 二十年 七）債 回券）
一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %
十年平 日十成 二五 月十 二十六	日年平 三成 月五 二十六	十年平 日十成 二五 月十 二十五	日年平 九成 月五 二十五	日年平 三成 月五 二十四	日年平 九成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十三	日年平 九成 月五 二十二	日年平 三成 月五 二十二	九平 月成 二五 月十 二十年	三平 月成 二五 月十 二十年	日年平 九成 月四 月十 十九
七 十 一 億 円	三 十 二 億 円	七 億 円	二 十 九 億 円	二 十 億 円	二 十 五 億 円	七 十 八 億 円	七 千 三 百 四 十 億 円	九 百 二 億 円	四 十 三 億 円	十 三 億 円	五 百 十 億 円

（利付二十年国库債券）	（利付十年国库債券）	（利付十五年国库債券）	（利付十五年国库債券）	（利付十五年国库債券）	（利付十五年国库債券）	（利付十五年国库債券）	（利付十五年国库債券）	（利付十四年国库債券）	（利付十四年国库債券）	（利付十四年国库債券）	（利付十四年国库債券）
二・二%	二・四%	〇・八%	〇・八%	〇・八%	〇・五%	〇・三%	〇・八%	一・四%	一・四%	一・六%	一・五%
日平成三年六月二十一日	日平成三年六月二十一日	日平成十年十二月二十九日	日平成九年五月二十九日	日平成三年五月二十九日	日平成九年五月二十八日	日平成六年五月二十八日	日平成三年五月二十八日	日平成十年十二月二十七日	日平成九年五月二十七日	日平成六年五月二十七日	日平成三年五月二十七日
二百十億円	四十億円	二十八億円	二十億円	二百七十七億	五十億円	二百七十億	百七十五億	二百五十九億	五十億円	百七十三億	五十億円

（利付第四十年回国庫債券）	（利付第五十年回国庫債券）	（利付第四十年回国庫債券）
一・九%	二〇%	二・二%
平成六年六月二十五日	平成六年六月二十四日	平成六年六月二十三日
五百四十億円	六十一億円	五十億円